

# 短時間保育士及び常勤保育士の取扱いについて

厚生労働省 子ども家庭局保育課

内閣府子ども・子育て本部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 短時間保育士及び常勤保育士の取扱いについて

## 短時間保育士の特例措置について

- 配置基準（厚生労働省令）で規定される保育士定数は、こどもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者との連携を十分に図るため、長時間にわたって保育できることを重視し、「常勤保育士」をもって確保することを原則としている。
- **令和3年3月の通知により、潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、待機児童解消までの暫定的な特例措置として、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村（特別区含む）において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに**不足する常勤の保育士数の範囲内で「常勤保育士」1名に代えて「短時間保育士」2名をもって充てる取扱いを可能**とすることとしている（「短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和3年3月19日厚生労働省子ども家庭局長通知））。**

※これ以前は、各組・各グループには1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の保育士定数が2名以上の場合は2名以上）の「常勤保育士」を配置すること等を要件として、保育士定数の一部に「短時間保育士」を充てても差し支えないこととしていた。

※令和4年3月時点では、特例措置を活用している施設は4自治体（秋田県大館市、茨城県つくばみらい市、埼玉県草加市、兵庫県加古川市）、活用施設数は域内で1～4施設程度となっている（現在の活用状況について改めて調査を実施中）。

## 短時間保育士及び常勤保育士の定義について

- **「短時間保育士」**については、上記通知において「**1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む**」と定義している。
- **「常勤保育士」の具体的な定義は示していない。**
- こうした中、自治体によっては「短時間保育士」の定義を踏まえて、「常勤保育士」の定義を「1日6時間以上、月20日以上勤務する」者としている事例がある。  
⇒ このような自治体では、週4日勤務を導入した場合、例えば1日10時間×週4日（月16日）という勤務形態の者は「常勤保育士」とならなくなってしまうとの指摘がある。

## 対応の方向性

- 勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、こどもを長時間にわたり保育できることが原則であるとの考え方は維持しつつ、週4日勤務にも対応できるよう、**「短時間保育士」及び「常勤保育士」の定義の見直しや明確化について、必要な対応を検討。**

## (参考) 現行の取扱いについて

「短時間勤務の保育士の取扱いについて」(令和3年3月19日厚生労働省子ども家庭局長通知)

(中略) 今般、最低基準上の保育士定数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等(保育所並びに小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、**短時間勤務の保育士(1日6時間未満又は月20日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含む。以下同じ。)**が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととする(中略)

### 1. 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所等の利用児童数が年々増加する中で従来にも増して保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件の全てを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

(1) 常勤の保育士が各組・各グループに1名以上(乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。

**ただし、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。**その際、当該市町村においては、上記の判断に当たり管内の保育関係者と認識の共有を図るとともに、当該保育所等において、適切に常勤の保育士の募集等常勤の保育士を確保するための取組を行っていることを確認すること。常勤の保育士の募集を適切に実施しているかを確認する際には、例えば、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準での募集が行われていないことや、ハローワークや職業紹介事業者等を通じ広く求人活動を一定期間行っていることその他適切な方法により募集を行っていることを確認することが考えられること。

なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上(乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていることが原則であり、望ましいことに変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記ただし書きの取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。

(2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

# 公定価格における処遇改善等加算Ⅰの常勤職員の定義及び取扱い

## 概要

- 公定価格の処遇改善等加算Ⅰでは、職員の平均経験年数に応じて加算率が変動する仕組みとしており、この平均経験年数の算定に当たっては、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員の勤務年数の平均値を用いることとしている。
- この常勤職員は、各施設・事業所の就業規則等の定めによるものと取り扱っている。  
※常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は常勤職員とみなして算定に含めることとしている。

## 関係規定

○施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和2年7月30日付け府子本第761号等） 抜粋

### 第4 加算Ⅰの要件

#### 1 加算率

加算額の算定に用いる加算率は、職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じ、基礎分の割合に、賃金改善要件分の割合（キャリアパス要件に適合しない場合は、当該割合からキャリアパス要件分の割合を減じた割合。賃金改善要件分の要件に適合しない場合は、0%。）を加えて得た割合とする（加算率については、以下の加算率区分表を参照。）。

（加算率区分表）

職員一人当たりの平均経験年数	加算率		
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分
11年以上	12%	7%	2%
10年以上 11年未満	12%	6%	
(略)	(略)		
1年以上 2年未満	3%		
1年未満	2%		

「職員1人当たりの平均経験年数」は、その職種にかかわらず、当該施設・事業所に勤務する全ての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。ただし、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤とみなして含める。）について、当該施設・事業所又は他の施設・事業所（次に掲げるものに限る。）における勤続年月数を通算した年月数を合算した総年月数を当該職員の総数で除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てとする。）とする